

第3回京丹後市行財政改革推進委員会 会議録

1 開催日時 令和6年7月9日（火）午後1時30分～午後4時10分

2 開催場所 京丹後市役所（2階）205会議室

3 出席者氏名

（1）京丹後市行財政改革推進委員会委員（11人）

会長 谷口雅昭

副会長 藤井美枝子

委員 岩井慶子、委員 奥田幸子、委員 蒲田克行、委員 小林朝子、
委員 柴田隆行、委員 谷津留美子、委員 松本由美子、委員 山下きく江、
委員 吉岡高博

（2）事務局

総務部長 中西俊彦、総務部財政課長 平勝行、同課長補佐 蛭子ひとみ、
同課係長 片西優、同課主任 山本和実

4 議題

（1）開会

（2）諮問「京丹後市行財政改革大綱及び同推進計画について」（市長）

（3）議事

- ① 公共施設等総合管理計画に係る年度別取組結果等について
- ② 補助金等見直し計画の進捗状況について
- ③ 公共施設使用に係る登録団体減免の状況について
- ④ 京丹後市行財政改革大綱及び同推進計画の在り方について

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴人の人数 1人

7 要旨

《議事経緯》

● 開会

事務局 ただ今から、第3回京丹後市行財政改革推進委員会を開催します。

総務部で部長をしております中西と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様方におかれましては、本日は雨が降るお足元の悪い中、またお忙しい中、御都合をつけていただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、安井委員が所用のため、欠席と伺っております。

それでは初めに、今回、行財政改革推進委員会の皆様に今後の行財政改革の在り方について諮問をさせていただくにあたり、委員会を代表いたしまして谷口会長に中山市長より諮問書をお渡しさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

● 諮問

市 長

京丹後市行財政改革推進委員会会長様、京丹後市長中山泰、京丹後市行財政改革大綱及び同推進計画について諮問、京丹後市行財政改革推進委員会条例第2条の規定により、下記事項について御審議いただきたく諮問します。諮問事項「1 京丹後市行財政改革大綱の在り方について」、「2 京丹後市行財政改革推進計画の策定について」。

理由、現行の第4次京丹後市行財政改革大綱及び同推進計画の計画期間が令和6年度に満了することにもない、第5次行財政改革大綱を総合計画の中に位置付け、同推進計画を策定することについて、意見を求める必要があるため。

どうぞよろしくお願い致します。

事務局

それでは、この会議にあたりまして、中山市長より一言御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願い致します。

市 長

こんにちは。一言御挨拶を申し上げます。

今日は行財政改革推進委員会ということで、皆様にはお忙しい中、こうしてお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

日頃から谷口会長をはじめ、皆様には行財政改革の分野をはじめとして、色々な分野において市のまちづくりの上でお世話になっております。心より感謝申し上げます。

さて、先ほど諮問をさせていただきましたが、本市の行財政を巡る状況ということで、現在、第4次の計画を推進中ではありますが、最終年になってきたところでございます。

我々のまちづくりですが、今後、色々な形で大型事業が引き続いてくる状況でございます。現在、合併特例債を活用して庁舎増築棟を建設中ですが、そういった有利な地方債制度がある中でも、多額の財源が必要であり、同時に、合併特例債自体も今年度で活用の期限を迎えるなかで、今後も最終処分場など引き続き様々な大型事業の予定がある中で、合併特例債が使えなくなるといった状況であり、本市の財政の在り方、これについては、今一度、洗い直しながら今後とも安定的な財政運営ができるように、計画を作っていく必要があると思っております。

この4年間はふるさと納税を頑張っていこうということで、様々な効果がありました。財政的には自主財源を伸ばしていくということで、全庁を挙げて頑張ってきたところ。4年前の3億円規模から、直近の1年間では18億円のところまでふるさと納税を延ばしてきているところですが、達成すべき目標はもう少し先のところにありますので、まだ課題も多く、まだまだ途上だと思っております。

今後とも、さらなる自主財源の確保をどうしていくのかということや、或いは、地方交付税といった国からのお金であったり、国・都道府県のような助成金などを依存財源というわけですが、我々のまちはそういった依存財源によっ

て財政運営をしている部分があります。こういった依存財源についても、どうしたら、さらに安定的に確保できる環境づくりができるのか、歳入をめぐっては、色々な角度から改めて検討を加えて、安定的に充実した財源確保に繋がるような戦略を立てていこうということで、財政強靱化戦略というものを作っていこうという方向を掲げているところでございます。

こういった財政強靱化に向けた戦略づくりや、或いは歳出についてもできるだけ効率的で重点的な歳出をしていくための取組、或いは行財政の運び方一般として、或いは日頃の仕事の在り方として、職員の皆さんに働きがいを感じて働いていただけるような、日本一働きがいがあるような職場づくりに向けた色々な取組など、様々なところで財政運営の検討を加えて、将来に繋がってますます安定し充実してつなげていけるような、行財政の構造、環境を作っていきたいと思っております。

そのために事務局も色々な御提案をさせていただくかと思いますが、御諮問させていただきましたように、行財政改革大綱及び同推進計画策定について、皆様それぞれの貴重で大切なお力添えをくださいますよう心からお願いを申し上げます。

大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局 中山市長につきましては他の公務もありますので、ここで失礼をさせていただきますと思いますが、御了承いただきますようお願い申し上げます。

● 会議録署名委員の指名

事務局 それでは、以降の進行につきましては谷口会長にお任せしたいと思います。

なお本日の会議録につきまして、後日御確認をいただく署名委員も、会長より御指名をいただきたいと思いますので併せてお願い致します。

会長 改めまして皆さま大変ご苦労様です。お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。先ほど市長から行革大綱と推進計画の諮問をいただきました。諮問とは、議会に提案する市側に対して意見を求められているということです。しっかりとした意見を述べていただきまして、それをこの委員会でまとめて、市長へ答申をしていく運びになろうかと思います。

議事の中で色々と難しい用語が出てきます。そういった部分も遠慮せずに、わからないところはわからない、質問があれば質問、意見は意見として、皆さんにお願いをしたいと思っております。また、できるだけ個別的な意見ではなく、総論的な意見としてまとめていただきますようお願いします。率直な意見を述べていただければと思いますので、よろしくお願い致します。

そうしましたら、本日の会議録の署名人に、小林朝子委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

● 議事

会長 それでは早速次第に従いまして進めさせていただきます。

議事の（１）「公共施設等総合管理計画に係る年度別取組結果等について」、事

務局から説明をお願い致します。

事務局 それでは説明の前に、本日の資料を確認させていただきます。

(事務局から資料に不足がないか確認)

資料１－３ですが、次第には個別施設計画新旧対照表と書かせていただいておりますが、正しくは個別施設計画に係る改定一覧表となっておりますので、訂正致します。

それでは議事の（１）公共施設等総合管理計画に係る年度別取組結果等について、担当しております財産活用課から説明をさせていただきます。

関係課 (資料１－１、資料１－２に基づき、「公共施設等総合管理計画に係る年度別取組結果等」について説明)

会長 ただいま事務局から説明がありましたので、質問等がありましたらお願いします。

会長 少し考え方をお聞きしますが、この５１５施設がいわゆる現状維持、或いは譲渡、廃止ということで、若干は少なくなっているのですが、これは過去から各町の部分について、同じような施設が含まれていると思います。これから先こういうものを市がいつまで抱え込んでいるのかについて、非常に財政面からしても無駄があるかと思しますので、こういう施設についてこれから将来にわたって検討を加えなければならない部分があるかと思います。

もう一つは、過去から今日まで指定管理にしている施設もありますが、本当に指定管理が時代に合っているのか。それから、建物自身も、人口が減ってくる中での使用頻度の部分も含めた視点から見たとき、考えとして将来これをどのような仕組みで、さらに改善をしようと考えているのか、少し伺います。

関係課 今、会長がおっしゃったことはその通りだと思います。指定管理につきましては経費節減の面だけではなく、市が直接経営するよりも、ノウハウのあるところに管理をお願いした方が、サービス向上に繋がることも含めて指定管理制度がありますので、指定管理の担当課として、そういったやり方は今後検討していきたいと思っております。

施設の管理の関係ですが、合併以降、施設がたくさんある中で、どういうふうに施設管理を進めていくかということもあります。総合的には利用の少ないところを見直していくなど、例えば、久美浜であれば市民局と地域公民館と図書室が同じところに入っておりまして、そういったことにも取り組んでいる状況もありますが、公共施設は非常に市民の生活に密着し、活用いただいている施設でありますので、そういう意味ではなかなか進捗しないところがあります。

市役所で方向性を決めて、廃止・継続を判断していくことも必要ですが、それを地元にご提案させていただいて、御理解いただきたい部分についてどう進めていくかという中で、御意見も聞きながらになりますので、なかなか整わない部分もあります。施設を譲渡した後はどうするかなど、どう活用するのかといった予算的な話もありますので、地元等の関係先に施設を譲渡させてもらう

ことが、なかなか難しいところが正直あります。

ただ、担当課として計画を立てているのですが、計画が計画で終わるのではなく、所管課が進捗をどういうふうに捉まえているかも含めて、令和7年度からの新しい計画を立てる上で、しっかりグリップしていく必要があると考えております。

会 長 他に質問はありませんか。

副 会 長 失礼致します。この様式ですが、4ページの「個別施設ごとの方向性等を記載した表の記載項目は次のとおりです。」のところで、以前に見た様式では、所管部局の項目があったと思いますが、それは今回からなくなったのでしょうか。全体的に所管部局については今回どこで見たらよいのでしょうか。

関 係 課 こちらの資料は、ホームページにも載せているものをベースとしておりまして、管理のためのデータ上では所管部局は把握しておりますが、こちらの表の中ではこれまでから載せていない部分であります。今後追加した方がわかりやすいでしょうか。

副 会 長 はい。そうです。所管部局が掲載されていますと、ここは教育委員会が持っている、ここは商工振興課が持っている等、色々と私たちもわかりますので、もしできれば載せていただきたいと思います。

もう一つは、譲渡のことです。今回は取組ができなかったとおっしゃいましたが、この譲渡の方法はどのようにして取り組まれたのでしょうか。

関 係 課 譲渡に至るまで、貸付も含めての話になりますが、まずは地元ニーズがあるのかを最優先で聞かせていただいております。例えば、学校施設等の廃止になった施設につきましても、その施設を閉鎖したときに地元の意向を聞かせていただき、地元が何も使わないのであれば、次は民間企業も含めまして、手を挙げていただけたところがあるかということになります。それらがなければ最終的にはホームページ等に載せて、公募をかけていくという流れになります。

副 会 長 その公募にかかるまではどのくらいでしょうか。今の計画でいうと、令和7年度からでしょうか。

関 係 課 その計画が令和7年度に至るまでも、公募に出している施設もありますが、その公募に対して応募がないなかでも、2回目のチャレンジをまた今年度中に行おうとしている施設もあります。

副 会 長 公募にかかることは、色々なところから地域の皆さまが移住されます。そして、その施設がよければ企業が来ていただいたり、例えば経済効果にも繋がると思いますので、ぜひ進めていただきますようお願い致します。

事 務 局 今のところで補足をさせていただきますと、譲渡の方向性の部分については現在行政財産として活用している施設を、市として不要であり廃止する判断をした上で譲渡をしなければいけません。先ほど申し上げましたように、地域や利用されている団体などに、設置の経過なども説明しながら、市としてこれは残します、これは譲渡します、といった部分をはっきりとさせていくことが必

要となります。

そういった中で、利用されていない方にとっては廃止をした方がよいという一方で、利用されている方にとっては残してほしいということもありますので、そこは少数意見を切り捨てるのではなく、丁寧にやっていく必要があります。

そうした上で委員がおっしゃいましたように、譲渡をしていかないと活性化にも繋がらないということもありますし、利用されない施設が増えると寂れてくるようなこともあります。

今年度が次の計画を見直す年度になりますので、いただいた御意見も参考にしながら、所管課も踏まえ、市がその方向性をきっちりと示した上で、丁寧に進めて、譲渡などに取り組んでいきたいと思っております。

会 長 他に御意見ありますか。

委 員 どんどん取組を進めて欲しいと思っているのですが、建物について、ゆくゆくは寿命が来たときに取り壊していかなければならないとなったときに、公共施設については鉄筋コンクリートや鉄骨などで、解体費に何千万、何億とかかかってくると思います。そういったなかで譲渡する場合に、それが老朽化したときに壊すのは市なのか、また先ほど委員さんがおっしゃっていたように民間に活用してもらって活性化に繋がるように使って欲しいと思うのですが、譲渡のときの条件として使わなくなったときの解体などのことをきちんと決めた上でやって欲しいと思っています。

京丹後市でも現状廃止された店舗等の民間施設について、解体されているものもあれば、放置したままになっているものもあり、廃止された施設を活用できないかを見に行ったときに、雨漏りがすごくて当面活用できないことが分かったことがありました。そういった施設を見て、今後どうなるのかと漠然と思ったのですが、市の施設についても譲渡した結果、使われなくなって放置され続けて、結局市が解体することになるのかと考えるところもあります。解体までの方向性も決めた上で、譲渡を進めてもらえるとよいと思います。

また、他市で廃校の活用として公募に近い形で、廃校ツアーみたいなものを民間の人に向けてやっていたりします。京丹後市の公募も、一体どこで公募されてるのかわからない状態もあり、何かそういったイベント等で表向きに誰もが公募をしているのかわかるような発信の仕方で、やってみてもよいのではないかと感じたところです。

委 員 質問ですが、譲渡先というのは京丹後市にある会社や個人となっているのか、希望者があれば全国誰でも譲渡してもらえるものか教えてください。

関 係 課 現在、譲渡ではないですが、貸付しているところについても京丹後市外の事業所であったりもしますので、特に今京丹後市の企業や住所がある方といった限定をしているものではありません。

事 務 局 先ほどの譲渡した際の解体の件についてですが、譲渡をするときに解体の条件があらかじめ決まっております、譲渡とは所有権の移転であり、その時点

で老朽化をしている現状のものをお渡しすることになりますので、その解体責任については譲渡を受けられた方となります。使われなくなったからといって、市が公費を投じて解体をすることはございません。そのようなこともありまして、老朽化した施設について譲渡をお願いしようとしても、解体のことが目の前にあるとなかなか受けていただけない現状も譲渡が進まない理由の一つでもあります。そういったことから、できるだけ使っていただけるように比較的新しい施設で数十年使っていただけるようなものを譲渡の候補にするのも一つの在り方と考えているところでございます。

会 長 他に御意見ありませんか。

委 員 今の解体も含めての話となりますが、特に地区への譲渡となりますと、資料にあります施設の状況の評価について、C評価になりますと相当古い施設になっております。そういったものを譲渡するというなかで、市として大規模改修等を行った上での各自治区等への譲渡のような考え方はないのでしょうか。

事 務 局 結論から申しますとそういった考えはありません。市が改修等を行うのは、市民の皆様の税金を使って行う形になりますので、今後も市が所有し続ける判断になりますと改修をしてしっかりと活用できる施設として残すわけですが、先ほど申し上げましたように、市が使わないと判断した施設を譲渡することになりますので、現状のままとなります。

ただ、既に実施しておりますが、土地と建物があった場合、建物の解体費相当分を土地代から差し引きして、実質負担がないような形での譲渡をしているところもありますので、譲渡を受けられた方が後をどうされるかはそれぞれ考えていただきたいというところです。

また、全国的にはお金を払ってでも譲渡をしているところもありますので、譲渡先を自治会等に特定せずに、譲渡する場合は広く全国に公募する形になるうかと思っておりますので、現状のままで現在は考えているところでございます。

会 長 他に御意見ありませんか。

市が持っている物件をどうやって身軽にしていくかについて、少し話は違いますが、空家を活用して移住をしてもらうことについて、家屋の所有者がわからないといった現実がありまして、それが今後、法律は所有者を明らかにする方に変わっていくと聞いております。そのような情勢もあるなかで、なかなか施設を少なくしていくことについて、非常に難しい問題があるかと思いますが、市民の側としてはそういうところに財源が行くのは、逆に言えばほかのところにもその財源が回ってこないことになりますので、そこはきちんと計画を立てて移譲するなり、現状維持でも観光施設などであれば、そこで儲けてもらうこと、また、譲渡していく方向性もあるのではないかと思います。

本日お渡ししたこの資料について、これだけ現状維持があるなかで、それを自分の地域に当てはめたときに、こういったものであれば廃止でも仕方がないことがわかってくるのではないかと思いますので、今後また目を通していただ

いて、次のときに意見や質問があれば、お願いをしたいと思います。

事務局 それでは議事の（１）が終了しましたので、ここで財産活用課につきましては退席させていただきます。

会 長 それでは議事の２「補助金等見直し計画の進捗状況について」事務局より説明をお願いします。

事務局 （事務局から資料２－１に基づき、「補助金等の見直し計画の進捗状況」について説明）

会 長 質問はありますか。

委 員 私のほうが金融機関になりますが、京丹後市は非常に補助金が充実しております、例えば、６ページの１７４、１７５番等はお客様にも非常に案内しやすい補助金で、色々と御案内させていただいておりますが、この補助金を全部網羅していないとお客様にお伝えできないケースも多くありまして、全員に周知できないといったこともあります。難しいことかも知れませんが、もう少し補助金メニューについて皆さんに簡単に周知できる方法があればよいと思います。

事務局 補助金ですが、金融機関からお客様にご支援いただいております、市としても地域の活性化のために補助金制度の紹介をしている同じ立場であります。そうした中で市民にわかりやすくしていくことは問題意識として持っております、農業、商工業の関係、国の補助制度、府の補助制度、また京丹後市の補助制度と様々な補助金がありますが、そういった補助金メニューがあることによって、事業をやってみようか思えるようなこともありますので、現時点でどういった形になるのかわかりませんが、今年度中にでも、ホームページにリストを掲載できるような仕組みを考えさせていただきたいと思っております。

冒頭市長が申しました財政の強靱化の取組の中でも、国や府の補助金などを、いかに活用していくかについては、市も財源を確保しながら事業者の御支援ができるようなことを考えていきたいと思っておりますので、また何か形にできましたら、御紹介させていただければと思っておりますのでございます。

会 長 質問ですが、補助金一覧の令和６年度の当初予算額の部分について、０円の表示があるわけですが、これについて０円の考え方は、補助金がなくなったという理解でよいのでしょうか。それとも、この項目としては生きているものとして、今後こういったものに国等の予算がつく、或いは、これから色々な利用者の要望で金額的に増えてくることになるのか、考え方を聞かせてください。

事務局 補助金の一覧には、補助金の制度として残っているものを挙げておりまして、予算額としては令和６年度の予算を載せております。廃止はしておりませんが、これからどうしていくかについては、はっきりと決まってるわけではないものとなっています。

会 長 この中で令和６年度に廃止をするものがあれば説明をお願いします。

事務局 終期設定として令和６年度末に終期を迎えるものはこの中にもありますが、

それはまた今年度中の当初予算編成までに、補助金等に関する指針に基づいて事務事業見直し委員会等にかけて、実際にそれを終了していくかどうかを、検討していくこととなっています。

会 長 もう一つ、市の単独制度の16件の新設の状況について、国制度等については国等の方針でこういう制度で補助をなさいたいということかと思いますが、市の単独制度へ補助をしていく場合、こういったチェック機能が働いているのかお伺いします。

事 務 局 新しい補助金は毎年できておりますが、例えば地域、事業者、各種団体、様々な方々から新たな課題や、違う課題が出てきたので支援してほしいといった要望を、毎年予算編成の際には、様々なところからいただいております。

そういった要望について、国や府の財源が使える部分については取り組みやすいですが、財源がない場合もありますので、コロナ以降急速に社会情勢が変わっていく中で、これまでの既存の補助制度だけではなかなかご要望にお答えできず、課題の解決にも繋がらないようなことから、先ほどの説明にもありましたように、基本的には最初から何年間と期限を決めながらスタートをしているところです。

ただ、その課題がずっと継続している場合や、形を変えて課題が繋がっていくことも当然ありますので、新設をする際には、一方で役割が終わったものはないか精査をしながら個別で判断をしているところです。

地域振興、福祉の関係、農業、商工業、建設、教育、様々な分野がありますので、それを一律に、同じ基準で判断しているものではございません。声の大きい人の要望が聞き入れられることも全くございません。一件ずつ精査をして決めているのが実態でございます。

会 長 他に御意見ありませんか。

委 員 この補助金一覧は見やすいと思いますが、ホームページにないですね。移住関係の仕事をしていると、子育て層であったり、これから起業する方、農業に就く方など様々な方がいて、補助金を知りたい時に、本来はそれぞれの課に問い合わせをするのが一番の方法だと思いますが、こういうものがあるとすごくよいと感じていて、こういった一覧があったらよいと思います。

委 員 私も今年保育所の会長をしておりまして、保育所も子供が少なくなってきた中で予算が厳しくなる中で事業をさせてもらっていますが、補助金を使わせてもらって、砂場の整備であったり、保育所で使うテーブルの制作などをさせてもらっているのですが、小学校も保育所もですが、人数が少なくなってきた中で、何か要望を出せば補助金は作ってもらえるのでしょうか。

事 務 局 補助金のご要望について、入口を閉ざしていることはございません。そういったお声は様々なところからいただいております。補助金の要望などがある場合は、自治会の関係ですと区長を通じてであったり、先ほどの保育所の関係でしたら保護者会であったりといったように、一定の団体で意見を集約をした上

で要望をいただくのがまず第一でございます。

その上で予算を作るときに、様々な団体でそれぞれ頑張っている中で、公費の負担をどこまですべきかを、客観性をもって判断をすることになります。そちらについては保護者が一定お金を出し合って行うものや、それから廃品回収などでお金を確保しながら行うもの、様々ある中で、すべてを市の税金を使った公費で行うことがよいのかどうかも含めて幅広く検討させていただくことになります。それぞれの立場によってその補助金の見方は変わります。これに補助を出すならこれにも出して欲しいなど、そういったことについては利害関係もありますので、それらを幅広く考えながら判断している状況です。

補助金の一覧については、先ほど委員からもありましたが、当初予算の際には議会に対して資料として、この一覧よりもさらに詳しいものを示して、審議の参考にさせていただいております。先ほどの一覧よりもわかりやすいものについて、議会に出している資料がありますので、それをホームページなどでも出していただければ、まずは見ていただけますので、そういったこともご提示をできればと思います。また、補助金の要望についても、まずは市民局、保育所の関係でしたらこども未来課や関係部署に、まずは遠慮なくご相談いただくことが大切だと思いますので、団体等を通じて言っていただければありがたいと思います。

委 員 ありがとうございます。参考までにお伺いしますが、問い合わせた時期にもよるとはと思いますが、要望をさせてもらった場合、どのぐらいのスパンで補助金はできるものなのか教えてください。

事 務 局 一般的には年度当初までになりますので、多くは大体10月から12月までの年末にかけて、様々な団体からご要望をいただいております。ただ、当初予算編成自体は毎年のスケジュールでいきますと、10月末までに各課で見積りをして予算編成を行っていきますので、あらかじめ決まっているようなことがありましたら、9月でも10月でもご要望を出していただくと次の年度となります。ただ、補正予算で新しい補助金を作ることになると、相当の理屈が必要になりますので、そこについては少し難しいものと考えております。

会 長 先ほど説明のあった議会に提出している資料について、御意見はありますか。
委 員 今回の資料くらいのもので問題はなく、詳しい説明については各課のリンクに飛んだらいいので、ホームページに簡単な一覧があるとよいと思います。

会 長 議会に提出しているものは、もう少し詳しいものがあるようです。
委 員 一般の人が見てわかりやすいようなものであればよいと思います。議会に提出している資料は少し情報が多いと思います。どういう補助金があるのか、一般の人が見て調べやすい一覧だとよいと思いますが、議会の資料は細かく補助率等が載っているので、それは関係課のリンクで飛んだ先で見ればよいと思います。

事 務 局 いずれにいたしましても、わかりやすさは人によって異なりますので、まず

はあるものでしたらすぐに公開させていただくことができますので、そういったものをご覧いただきながら、もっとこういう資料があった方がよいといった意見があればお寄せいただけるとありがたいと思っております。こちらは、あくまで議会用に作っている資料でありますので、少し難しいところもありますが、まずは一から作るのではなく、あるもので代用できればと考えておりますので、ホームページでの掲載について検討をさせていただきます。

会 長 資料の出し方は、後日検討いただくということで、その他に御意見ありませんか。

委 員 13番の結婚新生活支援補助金はどのような補助金でしょうか。

事 務 局 この結婚新生活は、結婚された若い方が、アパート等賃貸住宅を借りられるときに、2年間補助金などを出して支援をするものになりますので、家賃補助のようなものとなります。

会 長 補助金の件数について、令和4年度末が281件、令和5年度が296件と、年々こういった補助金が増えているのですが、これが増えていくのは、どこかで淘汰しなければ、税金がどんどん出ていくことになりますので、国からくる交付金等も合わせて、きちんと見直しをしていくべきではないでしょうか。一つ導入するのであれば一つ消していくなど、スクラップアンドビルドというのですが、そういうこともきちんと精査をする中で、補助金の在り方を考えてもらいたいと思います。

委 員 219番の中学生海外派遣事業補助金についてですが、この補助金は前からあるのでしょうか。その結果はどのように活かしているのでしょうか。対象は中学生でよいのでしょうか。私が5年ほど前に国際交流に携わっていた時、海外から来てもらったり、こちらからも送ったりといったような国際交流も行ってきました。4番に国際交流協会活動費の補助金が出ています。中学生を海外に派遣するのもいいことですが、その一方でこちらにも来ていただくといったような補助金はどうでしょうか。受け入れるのであれば無料で受けてくれる方もいるかと思っておりますので、派遣するのは人数が限られますが、こちらに来ていただくともっと大勢の人が国際交流として様々な人と知り合えるといったメリットがあると思っております。去年、大宮第一小学校で受け入れたこともありますが、海外からに限らずインターナショナルスクール等からも受け入れれば、制度の活性化を図るためにも少ない補助金で済むと思います。

事 務 局 219番の中学生海外派遣事業補助金について、今京丹後市では、小学校から英語教育が始まっております。中学校では当然、以前から英語の授業がありますが、受験英語ではなく、グローバル人材の確保ということで世界に目を向けた教育をしていく中で、英語により親しんでいただきたいという思いで中学生の海外派遣も一つの事業として実施しております。最近ではそれに限らず英語に特化した授業など、様々なことをさせていただいておりますので、そういった中で義務教育の児童・生徒に対して、世界へ出ていってもらうことをどん

どん行っています。今は、スマートフォンなどの様々なツールで海外の情報は手軽に入手できる環境になっています。そうした中で、生の英語に親しむことで、よりグローバルな人材となっただけ、将来的に京丹後市のために活躍していただけるような人材を養成したいということで、義務教育の中で行っている事業の一つが中学生の海外派遣であります。人数は約20人から25人で、年に1度しかない非常に人気がある制度です。これについては、中学生同士で参加した生徒が他の生徒に報告会などをして学んだことを共有しております。

一方で国際交流協会については社会人をメインとした国際交流です。こちらは京丹後市に住まわれている外国人を中心としまして多文化の共生を推進する中で、国際交流を進めていこうとする部分に対して、その協会の活動費に対する補助金となりますので、同じ国際交流の関係の補助金ではありますが、目的は大きく異なっております。

先ほどの中学生についても、社会に出て京丹後市に戻ってこられた際に、国際交流協会などの活動にご参加をいただける人材となり、どんどん広い視野の人が増えていくことができれば、インバウンドなど、様々なところで有益につながっていくため、中学生は先行投資的に勉強していただき、国際交流協会の活動についても、多くの人が国際交流に関心を持っていただいて、様々なイベントに参加いただけるように補助金を出しておりますので、そのような違いがあることを御理解いただけたらと思います。

委員 私は日本に興味を持っていただけるような方向に少しずつ持ってってもらえるとありがたいと思います。そういった方たちがまた日本に来てよかったから、日本に住んでみたいと思えるような事業をしていただけたら、移住も増えるのではないかという気がしています。行くことだけではなく、来てもらうことも考えて欲しいと思っております。

事務局 様々な取組の手法はあるかと思います。コロナ禍のときには中学生も海外派遣ではなくオンラインで国際交流を実施しましたし、現在もやっております。また、国際交流員であったり、外国語指導助手など様々な方に来ていただく中で、まずは外国に住んでおられる方がこちらに来て、そのネットワークでまた他の人にも来ていただける等、そういった手法も大切だと思っておりますし、国際交流の関係や人材確保の関係など、様々な理由があるかと思います。移民という意味ではないとは思いますが、そういった御意見が今日出たことは担当部局にも伝えさせていただいて今後の取組の参考にさせていただきたいと思えます。

委員 日本を知っていただきたいという意味で、行くばかりではなく受け入れについてもお願いしたいと思っております。

事務局 そのことについては、来年度大阪・関西万博もありますし、そのなかで大勢に来ていただく用意も仕掛けしているところでもありますので、そちらも意見として受けとめさせていただきます。

会 長 そうしましたら、長時間になりますので、15時まで10分間休憩をさせていただきます。

(10分間休憩)

会 長 それでは次は(3)の公共施設使用に係る団体登録団体減免の状況について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 (事務局から資料3-1に基づき、「公共施設の使用に係る団体登録の状況」について説明)

会 長 資料3-2にも、登録に関する要綱がありますので、これとあわせて減免の状況を見ていただいて、何か質問があればお願いします。

委 員 これは来年度もされるのですか。これはどんどん団体が増えていくイメージですか。

会 長 申請がありましたら随時お受けをさせていただきます。この制度が令和5年度から始まっておりまして、大体今で400団体ほどの登録があると説明をさせてもらいましたが、実際は令和5年度が始まる時点で多くの団体が登録されており、そこからも減免の情報を聞いて少しずつ増えてきているといった状況です。引き続き、新しい団体ができたということで申請があれば、その都度受けていくということになりまして、令和5、6、7年度の3年間でまずは取組期間としておりますので、その間の申請は受けていくことになります。

委 員 何か限度みたいなものはありますか。例えば500団体までで切りますといったことなど、そこまでは考えておられませんか。

事 務 局 要件に該当する団体がありましたら限度は設けず受けていくことになります。

事 務 局 補足になりますが、説明にもありましたように、65団体が登録をされていても活用されていない現状があります。活動をされていても公共施設を利用されていないことも考えられますが、登録要件としては、年間を通じて継続的な活動をしていることが条件になっております。ただ、こうしてホームページでオープンにしていくことを考えておりますので、実際に使われない団体については、今年は初年度でしたが、実績を何年間かみて、全く使われてない場合は、登録を一旦お控えいただくようなことも考えていかなければいけないと思っております。

そうした中で減免をさせていただくのは、ある意味補助金を出すのと同じ意味になります。誰かがその部分を負担する形になりますので、そこについては活動実態がない団体であったり、活動が年間を通じて行われていない団体については、その最初の3年間で実績を見ながら、また次の3年間どうするのか考えたときに、また整理をして、ご質問がありましたように、どんどん増えていくことも本意ではありませんので、活動されている団体が増えることは問題ありませんが、活動されていない団体が仮にありましたらそこは整理をしていきたいと思っております。

会 長 この減免制度について、施設は京丹後市のもので様々な維持費が必要となり

ます。前回の行革のときにもありましたが、本来はもともとこういった京丹後市の施設を使う場合、使う人が使用料を払うことを基本的には前提とすべきだと思います。ただし中学生や小学生が使うような場合、或いは京丹後市内の市民の人で様々な条件により限定をしたときに、減免することになるわけですが、この減免の部分が増えれば増えるほど市の持ち出しは必要になりますので、あくまで基本的には減免せずに払ってもらうことが基本と思っております。

もう一つは、京丹後市が何か主催をするような場合、或いは京丹後市の代表として行うような場合の使用は、減免はあっても然りですが、そういう減免の在り方の基本的なものとして、行政側としてはどのように考えているのかお聞かせ願います。

事務局 登録をされている減免団体について、市の代表など様々なところで市がお世話になるような団体も多くあります。その部分については仮に減免団体登録をされていなくても、総合体育大会や公民館が共催する文化祭等については、スポーツ協会や文化協会から申し出があれば、減免制度の中では市長特認として、その都度減免をしている仕組みがございます。従いまして市を代表して出られるような場合で、公共施設を使って練習などをされるようなときは、毎年あるものは大体把握をさせていただいておりますが、新たな大会等については、市の関係課にご相談いただければ減免をさせていただきますので、そういった認識をしていただければと考えております。

事務局 登録団体の減免制度につきましては3年ごとに見直しをしていくこととしておりまして、初年度の状況のまとめをここに出しております。例えば、利用していない団体や、たくさん利用されている団体など、今は中学生以下の団体は免除ですとか、半数以上65歳以上の団体も免除など、そういった区分もしておりますが、実態を踏まえて包括的にこの3年間で見直しをして、受益者負担の考え方も含めて、施設を市が維持していくために、使用される方に適切な使用料を負担いただけるような、制度の見直しについても考えていこうとしております。

会長 公共施設を使うのは、そこを使う人が受益者負担として払うべきといった考えが基本にある中で、中学生以下の子どもたちなど、様々な条件をつけて減免制度は維持していくといった考え方はわかりませんが、市としては、本来的には受益者負担であるといった考えは基本的に持っているのかどうか聞きたいです。

事務局 受益者負担の考え方は当然あります。現在の使用料についても令和4年9月に、今までは半日や夜間といった大きい単位で使用料を設定していたものを、時間単位で利用しやすくして、受益者負担の部分を使っていないところまで負担していただかなくてもいいような形に変更しています。そもそも市の施設は市民が活動してもらうために器を作るといった中で、それを利用されてる方は、利用されてない方よりも多少ご負担をいただきたいということでの使用料となっております。

そうした中でコロナ禍もあり、少子高齢化もあり、地域が活性化をしていくことを後押しする中で、旧町合併前からあったバラバラだった減免制度を統一して、わかりやすい減免の制度にしたところです。

1時間単位の使用料をどうするかについては、電気代や燃料費等様々な物価が上がっておりますので、見直しをしなければいけないと思っています。一方で、減免基準を今どう考えるかという、そこについては様々な活動されている方が活動しやすい環境を作るのも考え方の一つなので、今のところは使用料そのものの見直しを物価高騰などを理由にすることはあったとしても、減免基準自身は3年間の検証の上でどうするかはありますが、減免がないことにはならないと思いますので、現在の減免の仕組みを活かしながら、ブラッシュアップをしていくことを考えているところでございます。

委 員 文化協会に所属しておりますが、比較的高齢者の方で構成した団体が多く、毎回使用料を払うことになると、非常に苦しいと言いますか、日数を減らしたりとなりかねないので、高齢者の生きがいくりのことは市の方も言っておられますので、半数が65歳以上ですと使用料は免除になりますが、クーラーなどの冷暖房費は今まではお支払いしていなかったものが、今は自分たちが使っているということで支払っております。

何が言いたいかというと、この減免によって、より練習に励んだり、機会をたくさん持つことができますので、ありがたいなと思っておりますが、今後、たくさん払うとなると少し苦しい点もありますし、こういう現状を維持していただけたらありがたいと思います。予算の関係もありますので一概には言えませんが、その辺は考えていただき、高齢者には限らず、そういった生きがいくりに一役買っていたいただきたいと思います。

会 長 先ほどの答弁では、減免の金額を変えていくことはなく、改めて、この減免制度については維持をしていく。ただ、使用料の部分は今後検討していくこととなりますので、今すぐに変えていくことではないと理解しましたが、それではよろしいか。

事 務 局 減免の考え方自体は、3年間で全体がどうあるべきかを見直しをさせていただくこととしていますし、使用料についてもこれだけ物価高騰をしておりますので、すべて減免団体が利用されるものではない中で、見直しは必要と考えております。

一方で、減免団体が活動しやすい環境は作らせていただく必要があると思います。先ほども議論いただきましたように、公共施設がたくさんあると維持管理費もかかるので、その施設自体をどう数を絞って、残す施設、残さない施設の判断をしていくことにもつながっていきますので、総合的に判断をしていく必要があるかと思いますが、ご意見としてしっかり受けとめさせていただいて、今後の検討の参考にさせていただきたいと思っています。

委 員 資料を見ていて、令和5年度の減免額が1,500万円くらいあって、減免

後の使用料が150万円くらいと聞くと、びっくりするのですが、これは減免になっていない分の全体的な使用料が載っていない資料かなと思って見ていました。例えば3、40代や20代の人が使うときは、通常の使用料を払って使っていると思っていて、これは減免の話をするための資料なので、これで正解とは思いますが、全体的な京丹後市の施設使用料がいくらある中の減免額が1,500万円ということが見えると、考え方や印象が変わったりするのではないかと感じました。中学生以下の人たちが減免によって活動ができることであったり、高齢者が様々な活動を通して元気になって医療費が減るであったり、そういうことは効果があるかと思いますので、何か減免対象になっている人たちが、感謝はするが申し訳ないことをしていると思うようなことにならなければいいなと思いました。

会 長 この資料について登録団体の減免実績ですが、公共施設として減免をしなかった団体、或いは市外の使用など、そういう全体像を出していただいて、その中から減免の部分についてはこういうような方々が利用されて、こういった結果になっていると分かるものがあれば、一定使い方というのが見えてくるのではないかという意見ですが、その辺はどうでしょうか。

事 務 局 本日は減免状況の報告になりますので、全体像のわかる資料はありませんが、令和5、6、7年の3年間この制度をしていくなかで次回の見直しを検討していくときにも、全体の中で使用料の状況等も含めて資料として準備したいと思っております。

会 長 それでは、他にないようでしたら、議事（4）「京丹後市行財政改革大綱及び同推進計画の在り方について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （事務局から資料4－1、資料4－2、資料4－3に基づき「京丹後市行財政改革大綱及び同推進計画の在り方」について説明）

事 務 局 今担当が説明しましたように、この参考資料3が大綱の今の形として、市の総合計画の基本計画の中に入っております。次回の第5次の行革大綱についても同様に、こういったフォーマットになるかについては別になりますが、総合計画の中に位置付けていきたいと思っておりますので、その辺りのことも含めて、ご意見をいただけたらと思いますので、よろしくお願い致します。

会 長 非常に難しい説明でございまして簡単に言うのは難しいですが、整理して欲しいのは、資料4－1の令和7年から令和10年までの部分の、この総合計画に位置付ける行財政改革大綱をこれからどうしていくのかについて、意見を求められているということでもあります。また、資料に書かれていることがどういうことかと言いますと、現市長が4年間この行革を成し遂げていくテーマと考えております。そういった中で、第5次行革の大綱方針を決める一つの土台になるのが、第4次の項目の中にあるものがどうであったのかということも問われていますので、これに対して質問や意見がありましたらお願いします。

委 員 峰山に住んでおりますが、6町が一緒になって京丹後市になったときの施設

が最初の資料1－1にあるのでしょうか。初めて知る施設が多いわけですが、これを本当に処理しないと大変な予算が必要で、様々な現状維持や継続、売却といったように載っておりますが、それらを早急に行かないと本当に大変なことになりますので、それをどういうふうにするかについて私たちが意見を伝える会議だと思っております。初歩的なことを聞きますが、経費の件で細かく書いてありますが、資料1－1の4ページ③の経費の説明について、平成29年度から平成30年度の維持管理費の平均額となっております。もう今すでに令和5年、令和6年となり、昨今の物価上昇や様々なことで計算すると、もっともっとこれは増えてきます。こういったことも含めて、今後の行財政をどうしていくかなど、確かにふるさと納税についても、大きな進歩がありますが、それ以上にこういった施設を処理していくには大変な費用が要るものと思いますし、譲渡と言っても立地条件などで難しい面があると思しますので、そう簡単にはできないと思っております。次の第5次も4年間はありますが、4年で可能なものか疑問に感じました。こういったことについては、各分野の詳しい専門家の意見も、お聞きできるのではないかと思いますのでお伺いします。

事務局

まず、委員の皆様にご検討いただきたいのが、この資料の表現をどうするかであります。ご指摘いただきました個別施設計画編は、別の計画で考え方を整理してまとめていくことになりますので、期間も4年間ではなく、違う期間でやっていきますし、別の公共施設等総合管理計画の中身となってきます。どの施設をどうするのかといった各論になると非常に難しい課題となりますので、そこは問題意識を持ちながらやっていくこととなります。

そういった中で、今回の行革の諮問で御議論、御意見をいただきたいのは、この参考資料3の大きな項目を今後こういった形にしていきたいかということで、皆様方に御意見をいただきながらまとめていくこととなります。

また、2ページのところに目指す目標値がありまして、公共施設等総合管理計画の個別計画に基づく施設について、策定時の509施設を2024年度には465施設にする目標値として書いておりますので、目標値をどうするかについても、この委員会で御議論をいただきたいと考えております。

具体的な案については今後事務局からお示しをしながら、この4年間で減らしていこうといった目標値を立てていくこととなります。ただ、これはまた別の公共施設の総合管理計画でも目標を立てながら、同時進行をしていくこととなりますので、先ほどの専門家のご意見についてですが、行革大綱は様々な項目が総論的に書かれておりまして、大きな目標を掲げていくこととなります。また、そのあとに推進計画といった個別の計画が出てきますので、それについては京丹後市が具体的にどう取り組むかを考える場になりますので、それらについて今のところ専門家の意見を受けて作っていくことは考えておりませんので、できる限り皆様方に御意見をいただきながら、場合によっては先ほど財産活用課が説明に来ておりますように、市の関係部局からそれぞれご質問に耐え

うるような個別の説明もさせていただきながら、理解を深めていただいて、この文言をどうしていくのか、目標をどうしていくのかにつなげていきたいと思っています。

そういった意味で、この場ですべての計画を取り仕切ってということではなく、総合計画という大きな計画の中の1項目である行財政改革大綱について、皆様方のご意見を聞きながら作っていきたいと考えておりますので、ご理解いただけるとありがたいと思っています。

委員 施策30の行財政改革大綱について、今説明のありました第5次行政財政改革大綱の施策の目標の部分では、こういう形でよいのではないかと思います。文章表現等につきましては、なかなかいい意見が出ないのですが、ここに書かれている内容的な部分では、実際にふるさと納税等のさらなる拡充の部分で、今現在「新たな地域コミュニティ」の事業でやってることについて、すぐにも使えるようなふるさと納税制度もありますので、そういったことを進めていかれたらよいですし、財政の強靱化の部分も項目として入ってくると思います。施設の除却についても相当進めていかないと、お金を使うばかりになってしまうので、廃止など進めていくことも必要という部分でこの中に出てくるのではないかと思います。公民連携によるまちづくりの部分については、民間の資金がこういった形で活用できるのかということも含めて、こういった項目ぐらいで検討されていく方が、よいのではないかと思います。私としては、参考資料3の中に書かれている内容について、この方向でよいと思っていますところ です。

会長 少し予定の時間も過ぎておりますが、この議事が一番重要な意見をいただかないといけないわけです。まず一番よくわかるのが、資料4-1の裏面です。第4次行財政改革大綱の中身、施策の目標と、施策の主な内容、また参考資料3を見比べていただいて、次の第5次行財政改革の大綱の中に、どうやって示していくのかについて、逆に言えば、4次にあった項目で5次にない場合、これは達成をされたのかといった目線でも見ていきながら、これはもっとこういうようにあるべきではないのか、といったことがこの議事の具申をしないといけないところで、この委員会の目的でございます。次回の会議では、さらに詳しい中身が出てくると思いますので、本当にこの大綱でいいのかどうかについて、次回また議論させていただきたいと思います。

委員 今言われましたように、第5次の行財政改革大綱の全体的な方向性は、資料4-1の第4次行政改革大綱を継承していく方向性でいいかどうかをここで議論していけばよいということかと思えます。基本的には第5次として書かれている、令和7年度から令和10年度としている取組期間についてはこの方向でよいと思います。また後の、個別の部分については今後の会議の中で、表現等を扱っていけばよいと思いますので、ここに書かれてるこの方向でよいというのが私の意見です。

委 員 私も同意見で第5次はこの方向性でよいと思いますが、特にマニフェストで掲げている職員の働き方改革については、力を入れてやってもらいたいと思っています。仕事で話す職員さんから、外に出張に行くときの出張費が取れないから、無理やり帰るといったこともよく聞いたりするのですが、非常に体力的にしんどそうだなと感じることもあったり、積極的に面白いことやっている他自治体に視察に行くことをやりにくそうに見えたりするので、そういった職員さんの研修費など、特に係長になる前の職員さんが使えるような、そういう部分を何か設けてもらえるような感じになるといいと思ったところです。

会 長 今後、表現のあり方についてはどうまとめていくかがこの委員会での仕事です。この部分については帰ってから読み込んでいただければ大体わかると思います。それをさらに取り組みやすいような形、或いは逆に、ここはこういうものではないのかといった指摘も含めて、次回また資料をいただいて行っていきたいと思っています。それでは今後の日程について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 資料の4-2をご覧ください。今後のスケジュールについてですが、この資料4-2の上段は行革の推進本部会議といいまして市役所内部の会議のことになります。真ん中が行財政改革推進委員会のスケジュール予定で、今回は8月下旬になりますが、そこで本日お示ししました大きい方向性から今度は具体的な大綱案をお示しさせてもらいながら、議論をしていただきたいと思っています。そして10月上旬になりますが、3回目の会議で最終的な大綱のご意見をいただき、まとめていきたいと思っています。同時に大綱のもう少し詳しい推進計画についても案を提示させていただきます。また、11月の中旬になるかと思いますが、4回目の会議のところで推進計画についても最終的な意見をいただきたいと思っていますのでございます。このような流れで考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

会 長 この委員会での答申が議会での市長提案に反映しますから、そういった市長がまとめたものを今度は議員が審議していく、その一助にしないといけなものです。少し難しい問題であるかと思いますが、わからないことがあれば直接財政課に電話をして意味合いを聞いていただいたり、読んでいく中で行政用語がありますので、難しい用語があったら気軽に、担当職員に聞きながら、自分の考え方、或いは意見をまとめてもらえればありがたいと思っていますので、よろしくお願いをいたしまして、今日のところにつきましては会議を終了したいと思います。それでは最後に事務局でよろしくお願いします。

● 事務連絡

事 務 局 今会長からありましたように、どんなことでも、お気軽にお電話でも、立ち寄っていただいても結構ですので、聞かせていただければと思っていますのでよろしくお願いします。

それでは次回の日程ですが、先ほど次回8月下旬と申しましたが、具体的に

は8月27日の午後からを予定しております。予定になりますが、また皆さん空けていただければと思いますし、近くなりましたらご案内もさせていただきますので、よろしくお願い致します。

会 長 それでは閉会にあたりまして、副会長の藤井様から閉会の御挨拶をいただきたいと思います。

副 会 長 皆様お疲れ様でございました。

本日は、京丹後市行財政改革大綱の在り方について、京丹後市行財政改革推進計画の策定について、中山市長より諮問をいただきまして、職員の皆様からは、方向性と取組について丁寧に説明をいただきました。委員の皆様からは長時間にわたり、貴重な御意見を賜りまして、ありがとうございました。次回は、行財政改革大綱について、また皆様から貴重な御意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は皆様、お疲れ様でございました。ありがとうございました。